

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名				
試験研究費の総額に係る税額控除	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計)	1		円	当期税額基準額残額 (8) - (9)	15	円	
	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	2			当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16		
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	3			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「20の②」)	17		
	係る連結税額控除割合 試験研究費の総額に	(3) ≥ 10% の場合	4	0.1		当期分の特別控除額 (16) - (17)	18	
		(3) < 10% の場合 $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5			差引当期税額基準額残額 $(8) \text{ 又は } \left[ (7) \times \frac{30}{100} \right] - (9) - (16)$	19	
	税額控除限度額 (1) × (4) 又は (1) × (5)	6		円	連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「6の計」 (総額+特別))	20		
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	7			平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「9の計」 (総額+特別))	21		
	当期税額基準額 $(7) \times \frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$	8			平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「12の計」 (総額+特別))	22		
	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9			計 (20) + (21) + (22)	23		
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「19の②」)	10			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(23)のうち少ない金額 (1) ≤ (別表六の二(三)付表一「3」、「4」又は「5」の場合は0)	24		
	当期分の特別控除額 (9) - (10)	11			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「17の②」 +「18の②」)	25		
	特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計)	12			当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26		
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	13			法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27		
	特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	14		円				

## 別表六の二（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項又は第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みません。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額の合計額1」の欄は、各連結法人の試験研究費の額に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第22条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を同欄の上段に内書として記載します。
- 3 「当期税額基準額  $(7) \times \frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$  8」の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各連結事業年度については「20又は」を消し、連結親法人事業年度が平成24年4月1日以後に開始する各連結事業年度については「又は30」を消します。
- 4 「差引当期税額基準額残額  $(8) \text{ 又は } \left[ (7) \times \frac{30}{100} \right] - (9) - (16)$  19」の欄は、連結親法人事業年度が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において措置法第68条の9の2第8項第1号に規定する平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額又は同項第2号に規定する平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額がある場合には「(8)又は」を消し、その他の場合には「又は  $(7) \times \frac{30}{100}$ 」を消します。